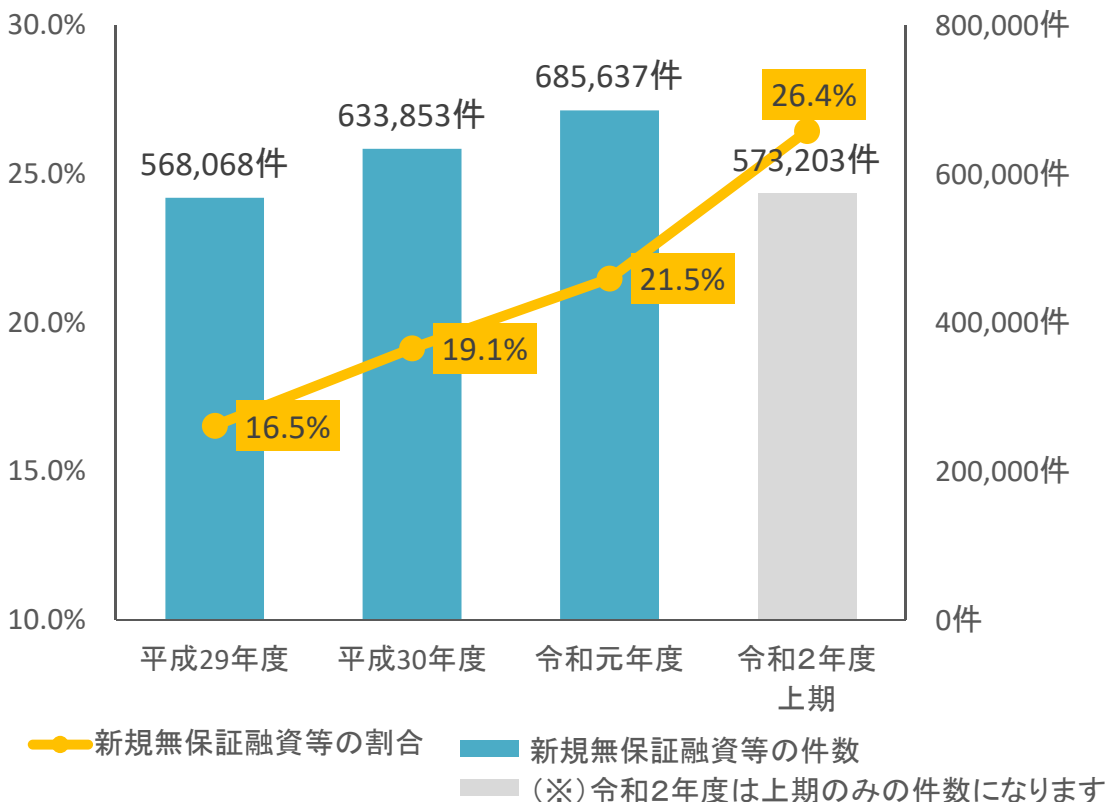


経営者保証ガイドライン活用実績

- ◆ 令和2年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、民間金融機関全体では約26.4%と、前年度比約4.9%上昇（グラフ1.）
- ◆ 代表者の交代時（事業承継時）の対応状況については、特に前経営者・後継者から二重で個人保証を徴求している割合が約5.1%と、前年度比約8.0%低下（グラフ2.）

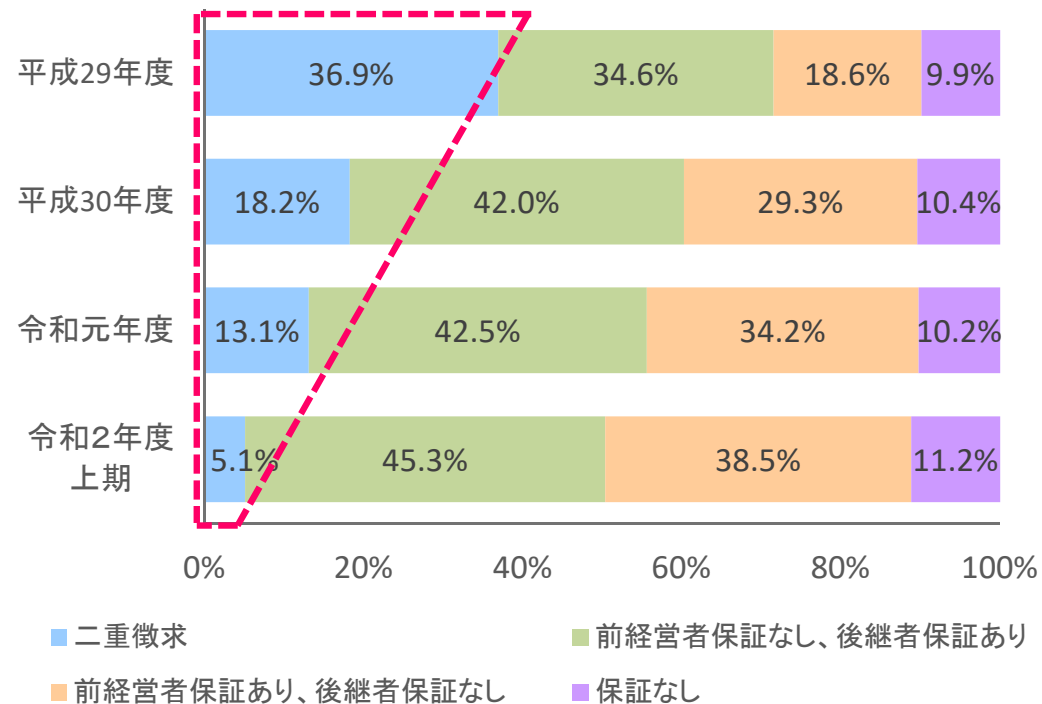
グラフ1.

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



（資料）金融庁

グラフ2. 事業承継時の保証徴求割合の推移



（注）上記は前経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載

（資料）金融庁

事業承継時に焦点を当てた「特則」・金融庁の最近の取組

特則策定の背景・目的

- 後継者候補が経営者保証を理由に事業承継を拒否する場合があります、地域経済の持続的発展に支障をきたす可能性
- 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、円滑な事業承継を促す観点から、**事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」^(※)の特則を策定し(令和元年12月24日公表)、令和2年4月から運用開始**

(※)「経営者保証ガイドライン」とは、一定の要件(①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保)を満たす場合には、経営者保証を取らないことを基本とするなど、金融機関が過度に保証に依存せずに融資等を行うよう定めた指針(全銀協・日本商工会議所が平成25年12月に共同策定)

特則の概要

- 前経営者、後継者双方からの二重徴求
事業承継時の前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止。例外的に真に必要な場合^(※)を限定列挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないようにする

(※)条件変更先や元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者に多額の資産移転等が行われているなどの理由により、二重に保証を徴求しなければ当初の経営者保証の効果が大きく損なわれる場合 等

- 後継者からの保証
後継者に対し保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性等も考慮し、ガイドラインの要件を満たしていない場合でも、**事業承継計画の内容等^(※)をもとに、後継者から保証を求めないこととできないか柔軟に検討**。やむを得ず保証を求める場合でも、後継者の負担が最小限にならないか検討

(※)金融機関に対する報告義務等が履行されなかった場合に保証債務の効力が発生する、保証契約の代替的な融資手法の活用 等

金融庁の最近の取組

- 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)^(※)を設定**。令和元年度下期以降、銀行が半年毎に自主公表。令和2年10月以降、**各行の公表実績を集約のうえ、金融庁ウェブサイトにおいて一覧公表**。
(※)新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合、事業承継時における保証徴収割合(4類型)
- 特則の適用開始やKPIによる公表を受け、各金融機関の態勢整備等の状況を確認するため、**アンケート調査を実施**、令和3年6月、**同アンケート調査の結果を公表**。